

国民健康保険 税率を改正しました

国民健康保険(国保)は、日ごろ健康な時から加入者の皆さんで保険税(国保税)を出し合い、必要な医療費や加入者の健康づくりに役立てるものです。

今 年度の国保税は、平成17年中の所得等が確定したため、医療費の見込みを再計算し、表①のとおりに改正しました。

税率は平成19年度には統一する予定ですが、今年度までは合併による課税額の急激な変化を抑えるため、合併前の市町ごとに異なる税率で課税します。

平成17年4月1日から平成18年4月1日まで引き続き有漢・成羽・川上・備中町の区域に住所を有する場合は、それぞれの区域の税率を適用します。

しかし、平成17年4月2日以降に他の区域へ転居した場合、新規に資格を取得した場合、もしくは市外から転入した場合は下表の本来の税率(市全域)を適用します。

医療分は、旧高梁市の税率に据え置くことを基準とし、

有漢・成羽・川上・備中町の区域においては前年度の一人当たり税額との差の2分の1の変動になるよう調整するとともに、所得割と資産割の課税方式を採用していた町につ

いては、これを一度に所得割のみ課税方式に移行すると急激な影響があるため、昨年度に引き続き段階的に引き下げを緩和措置を行っています。

介護分については、全国的な介護給付費の増加のため、基準となる税率を若干上げていますが、医療分と同様に緩和措置を行っています。

改正後の税率で算定した国保税年税額から暫定(1期・2期)で賦課している税額を差し引き精算した3期以降の納付書は、9月20日までに納税組合、もしくは郵送で世帯主あてに送付しますので、納期限内の納付にご理解とご協力をお願いします。※暫定の納付額が年間保険税を上回るときは、還付等になります。

■問い合わせ 国保税については税務課市民税係(TEL 210214)、医療費については健康増進課健康保険係(TEL 210250)、資格については市民課戸籍住民係(TEL 210252)、または各地域局住民福祉課

■ 税制改正と経過措置について

税制改正により、平成18年度から65歳以上の人の公的年金所得の算出方法が変わりました。65歳以上の人で年金支給額が120万円を超える人は、平成17年中の年金支給額が平成16年中とほぼ同額でも年金所得額は増えることとなります。この改正が所得に応じて計算される国民健康保険税の所得割額や軽減制度の適否に影響し、結果として税額が増額となる場合があります。

◆ 経過措置

上記の影響を緩和するため次の経過措置が適用されます。

○対象となる人

平成17年1月1日現在65歳以上だった人(昭和15年1月1日以前生まれ)で、平成17年度個人住民税の算定にあたり公的年金収入のあった人、または老年者控除の適用を受けていた人

○経過措置(特別控除)

平成18年度は年金所得から13万円、平成19年度は7万円と2年度にわたり控除があります。
*軽減制度の判定所得からも同額の控除があります。

表①

区 分		本来の税率(市全域)		有漢町の区域		成羽町の区域		川上町の区域		備中町の区域		
		医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分	医療分	介護分	
改正後	平成18年度	所得割	8.9%	1.7%	10.1%	1.7%	8.7%	1.3%	9.0%	1.9%	9.2%	1.6%
		資産割	—	—	18.7%	4.9%	15.7%	1.7%	—	—	16.7%	3.5%
		均等割	21,000円	8,200円	21,000円	8,200円	21,000円	8,200円	21,000円	8,200円	21,000円	8,200円
		平等割	19,200円	4,200円	19,200円	4,200円	19,200円	4,200円	19,200円	4,200円	19,200円	4,200円
改正前	平成17年度	所得割	8.9%	1.4%	9.6%	1.4%	7.9%	1.0%	8.2%	1.8%	8.8%	1.7%
		資産割	—	—	37.3%	9.7%	31.5%	3.3%	—	—	33.3%	7.0%
		均等割	21,000円	7,200円	21,000円	7,200円	21,000円	7,200円	21,000円	7,200円	21,000円	7,200円
		平等割	19,200円	3,600円	19,200円	3,600円	19,200円	3,600円	19,200円	3,600円	19,200円	3,600円

所得割：平成17年中の所得に応じて算出

資産割：平成18年度の固定資産税額に応じて算出

均等割：加入者1人当たり

平等割：1世帯当たり

課税限度額(年間)：医療分53万円・介護分9万円(介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者が対象)

パスポートの申請・交付が市の窓口になり

10月からパスポート窓口が県から市に変わります

平成18年10月から、これまで県が行ってきたパスポートの申請・交付事務を市町村が行います。今月号ではよくある質問を紹介합니다。

Q1 パスポートの窓口がいつからどのように変わりますか？

平成18年10月2日(月)から、パスポートの申請・交付の窓口を市に設置することになりました。

これまでの県パスポートセンターおよび各県民局・支局のパスポート窓口は、平成18年9月29日(金)で閉鎖となります。

Q2 誰でも市の窓口で手続きができるの？

高梁市の窓口でパスポートの申請・交付ができるのは、高梁市に住んでいる人で、住民登録が他の市町村にある人は、住民登録のある市町村で申し込み、受け取りを行っていただくようになりますのでご注意ください。



誰でも市の窓口で手続きができるの？

Q3 窓口はどこ？ 受付時間？ 受け取りまでの日数は？

窓口の場所は市民課です。申請・交付は、午前8時30分から午後5時15分(土・日曜日・祝日を除く)までです。新規申請の場合、申し込みから受け取りまでに、10日ほどかかりますので、日にちに余裕を持って手続きをしてください。

なお、地域局での申請・交付はできませんが、申請案内および申請書は備え付けています。

Q4 緊急にパスポートが必要になった場合は？

海外で親族の人が災害に遭った等の理由で緊急にパスポートが必要になった場合(緊急発給)は、引き続き県での取り扱いとなりますので、県パスポートセンター(TEL 086・256・1000)へ問い合わせください。

Q5 9月29日(金)より前にパスポートを申し込んだのですが、どの窓口で受け取ればいいのか？

9月29日(金)以前に県パスポートセンターおよび各県民局・支局でパスポートの申請をしている場合、10月2日(月)以降の受け取りは市の窓口で行っていただくようになります。

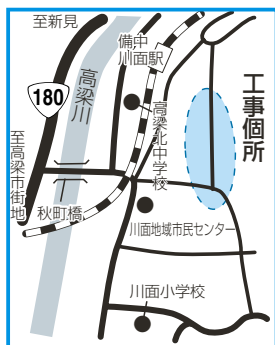
なお、高梁市のパスポート窓口での受け取りの対象となるのは、申請の時点で高梁市に住んでいる人が登録があった人です。

■問い合わせ 市民課戸籍住民係 (TEL) 0252

道路工事のお知らせ その3

市道久賀八幡線(川面町、久賀・西屋)

市道久賀八幡線の川面町久賀から西屋地区にかけて、延長1000mの道路整備を平成16年度から進めており、平成19年度の完成を目標に、本年度は、延長500mの工事を12月ごろから予定しています。



■問い合わせ 建設課建設係 (TEL) 0233